

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 軍用地
問題（プライス報告を含む） 第四卷

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43871

(8)

フー不鳥等飛務管書明也(云指松尾正)

アメリカ大使館
30日午後

三宅孝子
北東アシア課

アメリカ大使館
30日午後

沖繩土地問題に関するフリス高等弁務官

声明についてアメリカ局田中参事官と又ナイター

在京米大使館書記官合談要旨

三三、八、一

北東アシア課

一 在京米大使館 スナイター 一等書記官は八月一日

午後二時半アメリカ局田中参事官を来訪し、沖繩

土地問題に用するフリス高等弁務官声明につき

極秘

外務省

33.8.4
局長

4頁
重北 J380

要旨左記の通り説明を行った。

記

在沖繩フリス高等弁務官は本国政府の訓令により

沖繩の土地問題の解決に關し、米政府の方針を明かに

し、沖繩指導者との具体案を協議する権限を与

えられ、今回のステートメント発表となった。

右声明は先般渡米した沖繩代表と米側との

外務省

間で意見が一致した基本線に沿ったもので、その要旨は次の通りである。

(1) 過去のものも含めて、今後有限不動産権の取得は取り止める。

(2) 右に伴い地料の一括払方式を廃止する。

(3) 一括払方式に代えて地料の毎年払方式をとる

(4) これまで支払われた一括払地料は、これを毎年払

方式に切換える。

米側としては、毎年払方式に切換えた場合にも、住民の中には何々年分かつり相当額の地料を一度に支払って欲しいと要求する者もあるが、その場合もこれは一括払ではなく毎年払の地料の前払として支払われるものと考えており、従来の一括払方式との選択制の如きものではない。またこの際明らかにおきたい

のは、ソかなる場合におよも土地の所有権は、地主に残存
 すること、~~地代~~地代官署(地代官署)地代官署の定め、適当な
 法律が制定されるよう米側とは希望してゐること、
 正分、~~米側~~米側の
 地価の評価を促進する要諦がシステムとして、例え(例)
 地価委員会 (Land Price Board) の仕組みの設置
 が望ましくと等である。

在米側の問題
 米側、軍用地問題の満足期十分に解決の爲

の米側との問題
 米側として特に次の二点を希望する、

- ① 地料の支払、業務の整理、米側政府に充分
 - ② 米側を負わしめようこと
 - ③ 地料官定化の方向、適当な法的措置を米側
 - ④ 取扱いをなすこととする
- 以上、此の降強調したいことは、日米双方に

おろし月経も情報と交換し緊密な理解
し協力も保ちつゝ、本問題の満足する解
決を計るたうにしたいと思ふ。

今回の声明は、日本政府のおろし河川御
希望はあつたは、米側はこれを充分に検討する
用意がある。たい米側より提議する情
報から外部に漏洩するところを、日本の

の合談内容の取扱いにつとけ之廠に慎重を期
せらふたい。

一、不十分がし書記官の右説明に次の質
疑点答へ行かた。

由 田中参事官。一今回の声明に於て
了 神護側よりニミアン・リアクティオン
何等の情報も有せらふや

答 不書記る。一特にない。目下環境側
で米側の今回の提案を検討中であること
相測しとす。

問 不書記る。一日本側における現地ナリ
何等か情報も得らぬとす也。

答 田中参事より一実はこちらにも古く情報
報は得ていない。

内 高島参事より一何等かの選抜制も残
るものなことはなき也。

答 不書記る。一住民の中には十五、七年前
二十、七年前の地料を一本くに欲しいと希望
する者もある。その場合も毎年地
料の支払をいと支払われるべきものと
あると考えており、従来の一括払方式との

選 扶 制 じ い う ト 3 5 5 意 味 の も 久 じ 日 昔 い。

外
務
省

33. 7 . 30.
7 - 2 声収 (- 付取 - 廃止)

"After careful review of the land program, the United States is prepared (on the assumption that a more satisfactory solution will be found) to cease further acquisition of determinable estate, and to relinquish any determinable estate acquired in the past, and to abandon completely the sole method of single payment connected therewith.

"The United States is prepared to pay annual rentals for such use. I will initiate discussions with appropriate Ryukyuan leaders within the next few days with the end in view of devising a satisfactory solution."

OFFICE OF PUBLIC INFORMATION
U. S. Civil Administration of the Ryukyu Islands
Naha, Okinawa

PRESS RELEASE: # 131

30 July 1958

FOR RELEASE AT 11 A.M.

一九五八年七月三十一日

中継那覇

琉球列島米国民政府渉外報道局

編集者へこの記事を今日午前十一時に使用して下さい。

琉球における土地政策に関するドナルド・P. フォース中將

の声明文

行政対応

琉球列島高等弁務官ドナルド・P. フォース中將は今日琉球政務に於いて、琉球首腦者に対し次の様の声明文を発表した。

「土地問題を慎重に再検討した後、米国はもつと満足な解決案を見出したことを予想し、今後の限定付土地保有権の獲得を取り止め、過去に於いて収用された一切の限定付土地保有権を放棄し、且つそれに関連する唯一の方法である一括拂方式を完全に放棄する用意がある。米国は三兆りの土地を使用するために地代の毎年拂いを行い準備を有する。私は満足な解決案を出す目的で琉球側の適当な指導者達と討議を近日中に開始するつもりである。」

この会合に出席した人は、バーナ、F. バージヤ民政官、太田副主席、安里立法院議長、立法院議員、大儀達敏、琉球政府法務局長、赤峯義信、軍用土地連合会、長又梁江朝幸、市町村長会副会長、長渡慶次、賀喜の諸氏。

OFFICE OF PUBLIC INFORMATION
U. S. Civil Administration of the Ryukyu Islands
Naha, Okinawa

PRESS RELEASE: # 134

30 July 1958

FOR RELEASE AT 11 A.M.

STATEMENT BY LT. GEN. DONALD P. BOOTH ON LAND POLICY IN THE RYUKYU ISLANDS

Lieutenant General Donald P. Booth, U.S. High Commissioner of the Ryukyu Islands, today issued the following statement to Ryukyuan officials at the Executive Building, Naha:

"After careful review of the land program, the US is prepared (on the assumption that a more satisfactory solution will be found) to cease further acquisition of determinable estate and to relinquish any determinable estate acquired in the past and to abandon completely the sole method of single-payment connected therewith. The United States is prepared to pay annual rentals for such use. I will initiate discussions with appropriate Ryukyuan leaders within the next few days with the end in view of devising a satisfactory solution."

Present at the meeting were Brig. Gen. Vonna F. Burger, U.S. Civil Administrator of the Ryukyu Islands; Government of the Ryukyus' Deputy Chief Executive Seisaku Ota; Speaker of the Legislature Tsumichiyo Asato; Legislator Tatsubin Yogi; Government of the Ryukyus' Legal Affairs Department Chief Yoshinobu Akamine; Military Used Land Federation Chairman Choko Kuwae and Mayors' Association Vice-Chairman Tokeshi Gazen.

電信写

昭和三三 一三八七七 暗 ワシントン 七月三十一日一五三五発 亜北

本 省 八月一日〇七二八着

藤山 大臣

朝海 大使

土屋 大臣
高島 大臣

(沖繩土地問題に関する件)

第一七七八号(至急)

往電第一五五四号に關し

三十一日國務省パーソンズ局長は下田に対し左のとおり内話した。

「沖繩土地問題に關する米側方針については、その後も國務、国防兩省間に協議中なりしところ、總局事務當局間の話合ひについては結論に到達せざりしため、ダレス・マツケロイ兩長官の協議に委ねた結果、今般(イ)軍用地にデターミナブル・エステイトを獲得するといふ土地入手方式を廃止し(ロ)一括払いの方法も取止め、

記帳了

外務省

電信写

(一七七八号の二)

(イ)貸貸借料毎年払いの方式を採用するとの方針が決定され、ブラス高級委員に対し、右ラインにて現地側との話合ひを開始し、更に必要の細目を協議すべき旨の訓令発出の運びに至つた。

(了)

配布先 大臣、次官、官房長、亜、米、情各局長、亜參、米參
總、亞總、北、米北、保

外務省